

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容		農地の転用の許可
根拠法令等及び条項		農地法第4条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	農地法第4条第6項
	参考事項	農地法施行令、農地法施行規則、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	昭和27年 7月15日設定 令和 5年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>次のいずれかに該当する場合には許可することができない。(許可の基準)</p> <p>1 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合</p> <p>イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地</p> <p>ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)</p> <p>(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの</p> <p>(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの</p> <p>2 1イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。</p> <p>3 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが确实と認められない場合</p> <p>4 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に</p>	

支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

- 5 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

なお、4 ha を超える農地を転用する場合は栃木県知事許可となる。